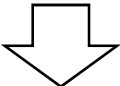


特定行政庁（香川県）が指定する中間検査の特定工程等の見直しに係る施行日前後の取扱い

H30.4.1

用途、規模等	特定工程		
共同住宅で 床及びはりに鉄筋を配置する構造で、 地上階数が10以上であるもの	10階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程		
 <p>平成30年4月1日以降、下記のとおり 特定工程等を見直します。</p> <p>共同住宅で 床及びはりに鉄筋を配置する構造で、 地上階数が3以上であるもの</p>	<p><u>屋根を構成する部材及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程</u></p>		<p>※確認申請の受付が、<u>H30.4.1以降のものから適用されます。</u></p>
用途、規模等	特定工程		
<p>主要構造部の全部又は一部を木造の在来軸組工法（軸組を設けて水平力に抵抗する工法）とした住宅（過半を住宅以外の用途に供するものを除く。）で、延べ面積が100m<sup>2</sup>を超え500m<sup>2</sup>以内のもの</p>	<p>軸組の工事又は当該軸組の部材を緊結する工事</p>	<p>※指定内容の変更はありません。</p>	<p>左記に該当する用途、規模等のものは中間検査を受ける必要があります。</p>

※建築基準法第7条の3第1項第1号の規定の改正はありません。

床及びはりに鉄筋を配置する構造で、階数が3以上である共同住宅は、これまでどおり、2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程で中間検査を受ける必要がありますので、ご注意ください。